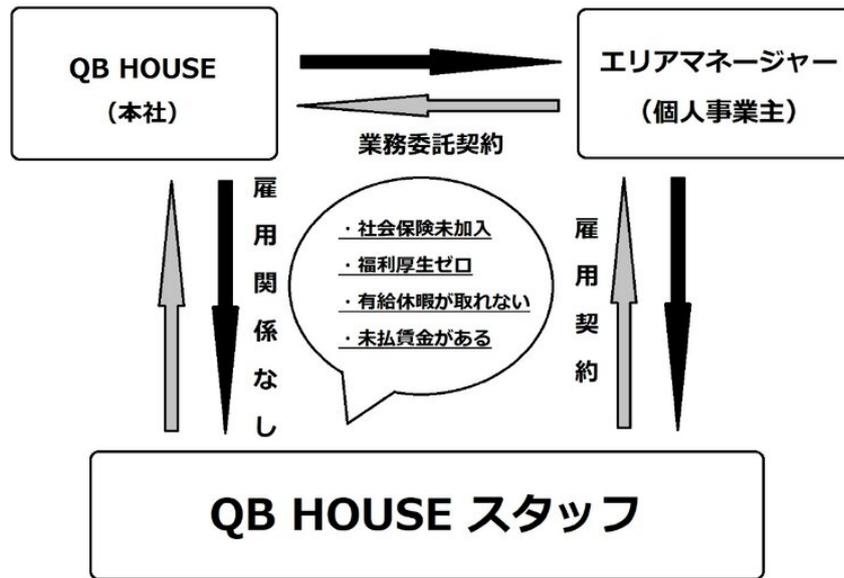


では、QBハウスはどうか。



QB HOUSEとエリアマネージャーの関係性。日本労働評議会作成。

yahoo ニュースの WEB サイト (日本労働評議会作成)
(<https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20220319-00287304>)

労組法上の労働者性

判例では、

労働組合を組織し、集団的な交渉を通じた保護が図られるべき者が幅広く含まれる。

労組法上の「労働者」性 > 労基法・労契法上の「労働者」性

→後者が認められなくとも、前者が認められる場合がある。

肯定されれば、労働組合に加入したり、新たに結成し、(使用者にとっての) 義務的な団体交渉を通じて、具体的な労働条件交渉が可能となる。

関係判例 によれば、労組法上の労働者性の判断では、

①業務組織への組み入れ、

②契約内容の一方的・定型的決定、

③報酬の労務対価性、

を基本的判断要素 (要件ではないので、全てを充たす必要は無い) として、

④業務の依頼に応ずべき関係、

⑤広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束、

を補充的な積極的判断要素 (これらの要素があれば、積極的に認める) とし、

⑥顕著な事業者性、

を消極的な判断要素 (この要素があれば、あまり認めない) とする。